

●香川県議会告示第1号

香川県議会に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

香川県議会議長 新 田 耕 造

香川県議会に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程  
香川県議会に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成16年香川県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略 2 略</p> <p><u>(1) 議会等 香川県議会又は香川県議会議長若しくは香川県議会委員会 条例（昭和31年香川県条例第26号）第10条第1項に規定する委員長をい う。</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関す る法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子 証明書</u></p> <p><u>イ 略</u></p> <p><u>ウ ア及びイに掲げるもののほか、申請等を行う者又は議会等が電子署 名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれら の者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であ って、ア又はイに掲げるものと同等の機能を有するものとして、香川 県議会議長（以下「議長」という。）が定めるもの</u></p> <p>（電子情報処理組織による申請等） 第3条 略</p>	<p>(定義) 第2条 略 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。</p> <p><u>(1) 略</u></p> <p><u>(2) 電子証明書 次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項 の規定に基づき登記官が作成した電子証明書</u></p> <p><u>イ アに掲げるもののほか、申請等を行う者又は香川県議会議長（以下 「議長」という。）が電子署名を行ったものであることを確認するた めに用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するた めに作成する電磁的記録であって、アに掲げるものと同等の機能を有 するものとして、議長が定めるもの</u></p> <p>（電子情報処理組織による申請等） 第3条 電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する 電子情報処理組織をいう。以下この項及び第3項において同じ。）を使用 して申請等を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子 計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等 により行うときに記載すべきこととされている事項を、電子情報処理組織に</p>

2～4 略

5 議会等は、第1項の規定により申請等を行う者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている当該各号に掲げる書面等の提出を省略させることができる。

(1) 申請等を行う者に係る前条第2項第3号アに掲げる電子証明書を送信する場合 申請等を行う者に係る住民票の写しであって、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているもの

(2) 申請等を行う者に係る前条第2項第3号イに掲げる電子証明書を送信する場合 申請等を行う者に係る登記事項証明書であって、申請等を行う者の名称、所在地又は代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの

(3) 申請等を行う者に係る前条第2項第3号ウに掲げる電子証明書を送信する場合 申請等を行う者に係る住民票の写しであって、申請等を行う者の氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているもの又は登記事項証明書であって、申請等を行う者の名称、所在地若しくは代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの

(4) 電気通信回線を使用して提供される登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報をいう。）の利用を議会等に依頼する場合 当該登記情報に係る登記事項証明書

(5)・(6) 略

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 議会等は、電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ当該処分通知等を書面等により受けることを申し出たときを除き、これを電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。次項及び第3項並びに第7条第2項において同じ。）を使用して行うことができる。

係る申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2～4 略

5 議長は、第1項の規定により申請等を行う者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている当該各号に掲げる書面等の提出を省略させることができる。

(1) 申請等を行う者に係る前条第2項第2号アに掲げる電子証明書を送信する場合 申請等を行う者に係る登記事項証明書であって、申請等を行う者の名称、所在地又は代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの

(2) 申請等を行う者に係る前条第2項第2号イに掲げる電子証明書を送信する場合 申請等を行う者に係る住民票の写しであって、申請等を行う者の氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているもの又は登記事項証明書であって、申請等を行う者の名称、所在地若しくは代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの

(3) 電気通信回線を使用して提供される登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報をいう。）の利用を議長に依頼する場合 当該登記情報に係る登記事項証明書

(4)・(5) 略

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 議長は、電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ当該処分通知等を書面等により受けることを申し出たときを除き、これを電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。次項及び第3項並びに第7条第2項において同じ。）を使用して行うことができる。

- 2 前項に規定する場合を除くほか、議会等は、処分通知等を受ける者があらかじめ当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して受けることを申し出たときは、これを電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 3 議会等は、前2項の規定により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を電子情報処理組織に係る議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して、処分通知等を行うものとする。
- 4 前項の場合において、議会等は、同項に規定する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて同項に規定するファイルに記録するものとする。ただし、県の機関に対する処分通知等を議長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。
- 5 議会等は、第3項の規定による処分通知等を受ける者が同項の規定により記録された事項をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になった時から24時間以内に記録しないときその他議長が必要と認めるときは、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 議会等は、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、香川県議会の事務局に備え置く電子計算機の映像面に当該事項を表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第6条 議会等は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 略

- 2 情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長の定めで定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて電子情報処理組織に係る議会等の使用に係る

- 2 前項に規定する場合を除くほか、議長は、処分通知等を受ける者があらかじめ当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して受けることを申し出たときは、これを電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 3 議長は、前2項の規定により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を電子情報処理組織に係る議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して、処分通知等を行うものとする。
- 4 前項の場合において、議長は、同項に規定する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて同項に規定するファイルに記録するものとする。ただし、県の機関に対する処分通知等を議長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。
- 5 議長は、第3項の規定による処分通知等を受ける者が同項の規定により記録された事項をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になった時から24時間以内に記録しないときその他議長が必要と認めるときは、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 議長は、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、香川県議会の事務局に備え置く電子計算機の映像面に当該事項を表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第6条 議長は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 略

- 2 情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長の定めで定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて電子情報処理組織に係る議長の使用に係る

る電子計算機に備えられたファイルに記録すること、又は県の機関に対して処分通知等を行う場合において議長の定める情報処理システムを使用して行うこととする。

3 略

電子計算機に備えられたファイルに記録すること、又は県の機関に対して処分通知等を行う場合において議長の定める情報処理システムを使用して行うこととする。

3 略

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。